

宝塚市自動車駐車場附置条例の一部改正

～既存の長屋又は共同住宅における駐車場台数の減台について～

改正経緯

本市では、宝塚市自動車駐車場附置条例により、階層 3 以上又は高さ 9m 以上の長屋又は共同住宅に対して、住宅戸数の 2 分の 1 以上に相当する台数の駐車場の設置を義務付けています。

しかし近年、住民の高齢化やライフスタイルの変化などにより、共同住宅等の駐車場に余剰が生じていることが、令和 7 年に実施した市内マンション管理組合に向けたアンケートや窓口での相談により見受けられる状況です。

そこで、マンション運営における駐車場維持管理費用の負担軽減及び適切な駐車場配置のため、次のとおり附置条例の改正を行いました。

改正概要

①減台規定の新設（条例第 12 条第 2 項）

既存の長屋又は共同住宅等の所有者などが、規則で定める基準を満たした場合に減台が可能となる規定を追加しました。

【基準】

1. 駐車場の供用開始から 3 年を経過していること。
2. 減台後の規模を「直近 3 年間の駐車場の最大利用実績」かつ「1 台」以上とすること。

②減台を届け出る規定の新設（条例第 12 条の 2）

減台規定を適用する場合に、届け出ることを義務付ける規定を追加しました。

※基準を満たすことが分かる資料（駐車場の利用実績や減台計画など）による事前相談の上、届出をお願いします。

届け出た後の駐車場の管理について

- ・居住者用駐車場が不足した場合は、速やかに駐車場を確保してください。
- ・減台等により生じた土地については、荷捌き駐車場などの良好な環境確保に努めてください。

問い合わせ先

宝塚市 都市整備部 開発指導課

TEL : 0797-77-2081